

電子政府政策の発現に関する国際比較—米英豪加日の比較

International Comparison about the Emergence of the E-government Policy:
Comparing the United States, the U.K., Australia, Canada and Japan

本田 正美*
Honda Masami

1. はじめに

電子政府政策の推進は世界的な潮流であり、電子政府政策に関する研究の蓄積も進んでいる (Schnoll 2010)。Yildiz (2007) によれば、電子政府 (E-government) という言葉が政府による文書等で最初に用いられたのは、1993年にアメリカのクリントン政権期に「National Performance Review (NPR)」が発表した報告書においてである。このことから、クリントン政権において発現した電子政府政策が世界各国に伝播していったとも言える。

本研究が着目するのは、電子政府構築の重要性が政府に認識され、一国の政策の中に発現した最初の段階において、どのような取り組みがなされたのかという点である。いまや世界各国で様々な取り組みがなされているが、アメリカという始原と目される存在がある以上、発現段階で

は同様の取り組みがなされるのではないかという仮説を提示し、その当否について国際比較を行うことで検証することが本研究の目的である。

以下、本研究の構成を示す。第二章では、先行研究を参照し、電子政府政策が発現した背景を整理する。この背景に基づき、本研究においてアメリカ以外に取り上げる国を示す。そして、第三章では、第一節においてアメリカにおける電子政府政策の発現時となったクリントン政権期の取り組みについて概観する。続く第二節以降は、イギリス、オーストラリア、カナダ、日本の電子政府政策の発現時の取り組みを中心として論じる。第四章では、それら各国の国際比較を行い、最後に第五章で、本研究の意義と課題を論じる。

*東京大学大学院学際情報学府博士課程

キーワード：電子政府、政策発現、国際比較、情報社会、電子化

2. 電子政府政策の発現の背景

電子政府に関して概説したHomburg (2008)によれば、電子政府が議論されるようになった背景として三つの点があげられる¹。

第一の点は、1990年代から、多くの政治家や政策担当者が行政改革やNPM (New Public Management) を実現させるための手段として電子化を捉えるようになったことである。電子政府政策の推進によって、時間や場所という障壁を克服し、いつでもどこでも人々が求める情報やサービスを提供しようとしたのである。行政に民間企業の考え方を取り入れて公共サービスの提供を顧客志向のものとし、市民が公共サービスをより容易に利用できるようにするというNPMの理念は、電子政府政策の推進により、政府内でサービスとプロセスを統合することで継ぎ目のない公共サービスが提供されることを通して実現されるのである²。

第二は、1990年代にインターネットの技術が普及し、民間企業のビジネスにおいて電子的なネットワーク上で様々なサービス提供がなされるなど、e-businessと呼ばれるような新たな動きが起こったことから、政府も民間企業に倣ってICTを活用すべきであるとする考え方が台頭したことである。電子政府の構築にあって

も、e-businessの取り組みが参照にされ、政府と市民の遣り取りが電子化されることとなり、行政手続の電子化が推進されたのである。

第三の点は、市民の中で広まった官僚制や政治家への不信から市民と行政の間に出来てしまった亀裂を埋めるためには、行政に対する信頼を再構築するための取り組みが求められ、その手段としてICTの利活用が想定されたことである。市民からの信頼を獲得するためには、市民への情報の公開と市民からの意見の聴取を密に行うことが求められ、その手段として、例えば政府のWebサイトを通じた広報広聴の充実が目指されたのである。

以上に示した電子政府政策が発現した背景の第一の点より、本研究では、NPMの取り組みの蓄積があると考えられる国を国際比較の対象として取り上げることとする。具体的には、アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、日本が対象となる³。そして、以上の背景の三つの点に関して、各国がどのような対応を取ったのかを次章で検証していく。なお、次章においては、以上の三つの背景について順に「背景①」「背景②」「背景③」という略号を用い、各国の取り組みと背景の対応関係を明示する。

3. 電子政府政策の発現に関する事例研究

3.1 アメリカにおける電子政府政策の発現

電子政府政策の発現という意味で画期点となったのは、本研究の冒頭でも言及したように、1993年に誕生したクリントン政権である

⁴。この政権において、ゴア副大統領が「NII (National Information Infrastructure) 構想」を掲げて、大統領府主導で社会の情報化政策を

進めた⁵。この構想の中心となったのが、全国規模でコンピューターなどの情報ネットワークを構築することであり、そのネットワークは「情報スーパーハイウェイ」と呼ばれた⁶。

クリントン政権では、ゴア副大統領を中心とするタスクフォースであるNPRが改革の中核を担った⁷。NPRによる改革は、業績に基づく行政活動の統制の実現などNPMと総称される行政改革のあり方を見せるものであった。このNPRによって提出された改革案として「From Red Tape to Results: Creating a Government that Works Better and Costs Less」があり、この改革案を補足する報告書として「Re-engineering through Information Technology」が公開された。この報告書の中で、行政改革を進めるための手段としてITの導入と活用が強調され、ここに電子政府政策の推進が発現されることとなった（背景①）。

後の1995年には、従来から存在していた文書削減法が改正され、ITの活用により、政府部門での書面利用の削減が目指された。続く1996年には、OMB（Office of Management and Budget）が政府全体のITに関する予算や政策に責任を持つことが明確された。ここに至り、政府においてCIO（Chief Information Officer）の任命が求められた⁸。

1996年に、クリントン政権が2期目に入ると、「Access America」と称される新たなプロジェクトが推進されることになった。このプロジェクトは、顧客志向の行政の実現を前面に打ち出し、市民に直接関わるサービスを提供する33の政府機関に対して、ITを活用してサービスの改善を図ることを求めた（背景

①）。この「Access America」では、13項目の「Electronic Government」と題されたプロジェクトの推進が謳われ、それらのプロジェクトを推進する上で必要となるツールとして5項目から成る「Support Mechanisms」が掲げられた。この「Access America」は、NPRによる取り組みの一環として位置付けられ、改革を進める指針とされた。

政府における文書の電子化に続き、文書の公開の電子化も実施され、1998年には、他の省庁に先駆けて、運輸省が省内の文書をオンライン上で公開した。運輸省のシステムでは、公開された文書に対して国民が電子的にコメントを寄せることが可能とされ、ITを活用して広報広聴を充実させようとする政府の姿勢が窺える（背景③）。同年には、行政手続の電子化の基盤ともなるPKIの導入へ向けた動きも見られ、「FPKI（Federal Public Key Infrastructure）Steering Committee」が立ち上げられた（背景②）。

続く2000年には、GSA（General Services Administration）のCIOであったPiattの提案により、連邦政府のポータルサイトであるFirstGovが立ち上げられた⁹。このポータルサイトが目指したのは、まず国民が必要とする政府の情報を的確に探索出来るサイトを提供することである。アメリカ国内の各政府機関が設置するWebサイトは統一性を欠き、国民が必要とする情報に容易にアクセスすることが出来なかった。そのような政府機関のWebサイトを一度に全て改善することは困難であることから、検索技術を活用して、必要な情報が何処に存在するのかを探索し、その結果を示すポータルサイトとしてFirstGovが構築されたのである（背景

③)。

この2000年には、電子署名に関する法律である「Electronic Signatures in Global and National Commerce Law: ‘e-Sign Law’」が制定されている。この電子署名を活用することで、オンライン上での行政手続の実装が目指された(背景②)。

3.2 イギリスにおける電子政府政策の発現

NPMの始原となる行政改革を推進した国として知られるイギリスにおける電子政府政策の端緒となったのは、1996年のグリーンペーパー「Government Direct」の発表とされる¹⁰。このグリーンペーパーにおいて、政府が提供するサービスの改善のための行政における電子化の推進が謳われた(背景①)。このグリーンペーパーが発表されるまでに、GDN (Government Data Network) という政府の各省庁を結ぶネットワークが構築されていたが、これには、内国歳入庁 (Inland Revenue)、関税消費税庁 (Customs and Excise)、社会保障庁 (Social Security)、内務省 (Home Office) しか接続していなかった。そこで、より多くの政府機関をICTの活用によって結び付けることが目指されることになったのである¹¹。これは、政府が行政手続の電子化を目指し、政府の各機関が連携することによって、国民は個人のPCなどを用いることで政府によるサービスの提供を受けられるようになることを意味する(背景②)。

1997年から始まったブレア政権下では、政治参加の促進、公共サービスの効率や効果の向上、情報という観点から社会より排除された者の社会的経済的な救済を目標として、政府にお

以上に概観したように、アメリカ連邦政府においては、政府の行政改革の方針を定める文書の中に電子政府政策の推進が謳われ、その政策を担う部署を定めるということが行われた。そして、具体的な取り組みとして、国民に対するポータルサイトを通じた情報提供や行政手続の電子化を行おうとしたことが確認された。

ける電子化が推進されることになった¹²。具体的な方針として、例えば、1999年に発表された「Modernising Government White Paper」では、2005年までに50%、2008年までに100%の行政手続の電子化を実現することが目標として掲げられた(背景②)。

電子政府政策を推進するための組織的な対応として、イギリス政府は、1999年に、首相の直属であるe-Envoyを任命し、その下にOeE (Office of the e-Envoy) を編成した¹³。e-Envoyは、2005年までに、全ての国民がインターネットにアクセス可能となること、さらに、あらゆる公共サービス提供を電子化することなどの目標を掲げて活動したが、思うような成果が上げられなかった。その理由としては、e-Envoyが首相直属であるものの、各省庁へ強制的に施策の実行を迫る権限を有さず、他に政府の活動の改善を任とするPIU (Performance and Innovation Unit) や社会的排除への対策を任とするSEU (Social Exclusion Unit) なども電子政府政策の推進に関与したことが挙げられる¹⁴。

イギリスにおける電子政府の構築の方向性を明確に示したのが、2000年に発表された二つの文書である。その文書とは、e-Envoyに

よる「e-government: A strategic framework for public services in the Information Age」と「e-gov: Electronic Government Services for the 21st Century」である¹⁵。この二つの文書は内容が似ており、インターネットを活用した公共部門の運用の在り方への移行、公共サービスの電子的な提供、インターネットへのユニバーサルなアクセスの実現、革新的な情報関連製品やサービスの創造のための情報市場の構築などを目標として謳っている（背景①・背景②）。ここには、NPMの延長線上としての電子政府政策の推進や行政手続の電子化の実現を図る政府の姿勢が表れている。

公共サービスの提供の電子化については、イギリスでは、ESD（Electronic Service Delivery）と総称されている¹⁶。イギリスでは、ESDによって、公共サービスの提供について効率化が図られ、その結果、人員の削減が可能となり、コストカットが実現され、行政改革が成し遂げられると考えられている（背景①）。さらに、ESDによって、例えば公共サービスが統一的に提供されるポータルサイトが構築されることで、市民にとって、公共サービスへのアクセスが容易になると考えられた。その結果、2001年には、UK Onlineというポータルサイトが構築された¹⁷。このサイトは、市民向けに構築されたものであり、ライフイベントごとに情報が整理され、政府情報の提供が行われるとともに、行政機関が提供するサービスに関する手続を行うことが可能とされた¹⁸（背景③）。また、同年に、政府のあらゆるサービスへの登録を行う際に利用する認証基盤であるGovernment Gatewayも構築された。その他に

も、金融債権に関する各種の法的手続を電子上で可能とするMoney Claim Onlineが開設されるなど、この2001年を境にして、イギリスでは、公的な部門における電子化が推進されることになった¹⁹（背景②）。

2004年には、UK OnlineがDirectgovに置き換えられた。UK Onlineは、政府が保有する情報や提供するサービスの入口となったが、入口自体が多数あり、利用者は自身で最適な入口を探す必要があった。対して、Directgovは、それぞれの利用者が直接必要な情報やサービスに辿りつけるような工夫を設計の段階から行っている（背景③）。このように、国民との接点をより充実したものに変わる取り組みが断続的に行われているのである。

同じく2004年には、OeEがE-Government Unit に置き換えられたが、2006年には、その規模も縮小された。ただし、E-Government Unit が主導して、中央省庁間での情報共有を図るKMS（Knowledge Management System）が構築されている²⁰。また、2005年に出された「transformational Government」プログラムにより、ITを使用する機関についてはCIOを任命し、CIO同士が集まるCIO会議を設置することとされるなど、電子化を進めるための体制作りが進められた。

以上に見てきたように、イギリスにおける電子政府政策の発現時でも、政府の政策の方向性を示す文書の中で電子政府政策の推進が謳われ、推進のための組織体制を整えられている。そして、具体的な取り組みとして、国民に対してUK Onlineなどを介した情報提供や行政手続の電子化を行おうとしていたことが確認された。

3.3 オーストラリアにおける電子政府政策の発現

Roehrlich and Armstrong (2004) によれば、例えばドイツなどと同じく、オーストラリアでは国内での分権が進んでおり、国全体を上げた統一的な電子政府政策が必ずしも進められているわけではない²¹。それでも、オーストラリアでは、連邦政府が電子政府政策を推進してきた。そして、その端緒は1997年とされている。というのも、この年に当時のHoward政権が、従来から進められてきた行政改革を加速させて国としての成長を促すための戦略となる「Investing for Growth」を発表し、OGO (Office for Government On-line) とNOIE (National Office of the Information Economy) という機関を設置したからである(背景①)。オーストラリアは隣国とニュージーランドと並んでNPMを推進してきた国として知られるが、この国においても、行政改革の取り組みの中で政府における電子化が位置付けられたのである。

「Investing for Growth」に基づき、2000年には情報通信芸術省が「Online Strategy」を公開し、NOIEが中心となって、電子政府政策が進められた²²。

「Investing for Growth」では、2001年までに連邦政府に関する公共サービスについて電子的に提供可能なものは全てオンライン上で提供すること、政府の情報を提供する情報センターを設立すること、連邦政府への各種支払いを電子的に行うことを可能にすること、オーストラリア国内の各層の政府間を結ぶイントラネットを構築することなどが目標として掲げられた(背景②・背景③)。このように、「Investing for Growth」の中には、電子政府政策の背景とその

対応策が書き込まれていたのである。

「Investing for Growth」では、電子署名の必要性が説かれていたため、1998年には、「Gatekeeper—a strategy for public key technology use in the Government」と称する戦略が発表された。この戦略は、政府PKIに関する枠組みを示したものであり、NOIEが中心となって、連邦政府が利用するPKIの整備が進められた。1999年には、連邦政府において、「Electronic Transactions Act」が制定され、電子的に行われる各種行政手続に法的効力が認められて、行政手続の電子化へ向けた取り組みが蓄積された(背景②)。

そして、2000年に発表された「Online Strategy」は、「Investing for Growth」などで提示された目標を達成するための具体的な方策や基準が示され、電子政府構築において考慮すべき認証の方法やセキュリティ、メタデータに関する指針が掲げられた。なお、この2000年からGST (goods and services tax) が導入されたことを契機として、電子署名の利用が進んだ。というのも、この頃までに、税務を所管するATO (Australian Taxation Office) に対して、国民は所得申告を電子的に行うことが認められていたが、GSTの導入により、各事業主体には、ABNs (Australian Business Numbers) と呼称される一意の番号を付与され、さらに、各事業主体の事業内容を申告するBAS (Business Activity Statement) を提出することを求められ、それら一連の手続で電子署名が利用されたからである²³。このBASをインターネット経由で提出可能とするために、ECI (Electronic

Commerce Interface) という連邦政府と事業主体を繋ぐ電子的なプラットフォームが整備された(背景②)。

2002年には、NOIEが連邦政府の電子政府政策を進める上での戦略となる「Better Services, Better Government: The Federal Government's e-Government Strategy」を発表した。この戦略では、以下の六つの目標が掲げられた。その第一は効率性を達成して投資に対するリターンを確保すること、第二は政府の提供するサービスや情報へのアクセスを容易にすること、第三は受益者が求める公共サービスを提供すること、第四は関係する公共サービスは統合すること、第五は公共サービスの利用者から信用と信頼を得ること、第六は行政への市民参加を拡大することであった。これらの点から、オーストラリアでも進められてきたNPMの取り組みの理念が電子政府政策に反映され、さらには、行政手続の電子化の実現や市民との接点の整備も重視されていることが確認される(背景①~背景③)。

同じ2002年には、政府の情報への窓口となるWebサイトが設置された²⁴(背景③)。このWebサイトは、各種政府機関のWebサイトや

3.4 カナダにおける電子政府政策の発現

カナダも積極的に電子政府政策を展開している国の一つである。カナダ政府は、1980年代後半から1990年代前半まで、情報ハイウェイの構築及び政府による情報ハイウェイ活用を政策目標のひとつとして掲げてきた²⁵。そして、1994年には、内閣に附属する財務委員会の官房(Treasury Board Secretariat)に、政府CIOを置いた。続く1995年には、「Connecting

政府の保有する情報へリンクされている。そして、2003年には、NOIEが連邦政府の省庁等が開設するWebサイトに関して満たすべき最低基準を発表した。国内での分権が進んでいるオーストラリアであるが、このNOIEが連邦政府内の機関として、電子政府政策に関して各層の政府間の調整が図られた。

2004年には、NOIEが廃止された。しかし、その役割は新たに設置されたAGIMO(Australian Government Information Management Office)に引き継がれた。そして、このAGIMOは、オーストラリア政府のCIOによって統括され、電子政府政策推進の中核を成す組織として活動していくことになった。

以上に見て来たように、オーストラリアにおける電子政府政策の発現時にも、政府の政策の方向性を示す文書の中で電子政府政策の推進が謳われ、推進のための組織体制を整えられている。そして、具体的な取り組みとして、国民に対してWebサイトを介した情報提供や税務申告などの行政手続の電子化を行おうとしていることが確認された。

Canadians」という構想を打ち出し、この中で政府の電子化にも言及した。

カナダ政府による本格的な電子政府政策としては、「GOL(Government On-Line)」という改革プログラムの実施があげられる。このGOLは、行政改革の手段として電子政府政策を推進することを謳い、1999年から2006年まで施策が展開された(背景①)。カナダもアングロ

サクソン諸国のひとつとしてNPMを推進したことで知られるが、行政改革の一環として電子政府政策の推進を捉えていたのである。

GOLの中で力を注がれたのが公共サービスのオンライン上での提供の実現であり、具体的には市民向けのサービスをワンストップで提供するためのポータルサイトの構築であった（背景②）。さらに、GOLが実施に移された1999年には、GOLと合わせて、三つのサービスプログラムが作られた²⁶。その第一は、サービスカナダ（Service Canada）であり、これは、コールセンターの設置などによりリアルタイムのサービス提供を実現することを目指したプログラムである（背景③）。第二は、サービス改善構想（Service Improvement Initiative:SII）であり、全政府機関のサービス提供の質を改善し、利用者の満足度を向上させることを目指したプログラムである（背景①）。第三が、GOLであり、これはICTを活用したサービス提供を実現することを目指したプログラムである（背景②）。これら三つのプログラムは、財務委員会の官房が管轄し、GOLについては政府CIOの管轄とされた。なお、2002年には、SIIがGOLの担当部局の管轄下に入った。

GOLは、三つの段階に分かれており、第一の段階はオンラインでの政府の情報提供を可能とすること（背景③）、第二の段階はオンラインでの行政手続の実現を可能とすること（背景②）、第三の段階は複数の政府機関が共同してサービス提供を行うことを実現することである（背景①）。このうち、第一の段階の情報提供

のオンライン化については、2001年に、市民向け・ビジネス向け・国際的な利用者向けの三つのゲートウェイとなるサイトの構築という形で実現している²⁷。各ゲートウェイサイトには、ライフイベント別などに分類された様々な分野別のポータルサイトが付随しており、ひとつのウィンドウから複数のポータルにアクセス可能となっている（背景③）。このように、GOLには、背景①から背景③までの各点に対応する取り組みが含まれている。

2003年には、GOLの担当が公共事業・政府サービス省（Public Works and Government Services Canada : PWGSC）へと移管され、この省の中にITサービス部門（Information Technology Service Branch : ITSB）が新設された²⁸。さらに、2005年には、サービスカナダを担当する省庁が新設され、市民向けのゲートウェイの充実が図られた（背景③）。市民などに向けたゲートウェイサイトとして、カナダでは、2003年には高齢者向けの情報提供などに特化したSenior Info、2005年には企業向けに行政手続に関する情報提供等に特化したBizPalがそれぞれ政府の主導の下で構築されている²⁹。

以上に見て来たように、カナダにおける電子政府政策の発現時にも、政府の改革プログラムの中で電子政府政策の推進が謳われ、推進のための組織体制を整えられている。そして、具体的な取り組みとして、国民に対してポータルサイトを介した情報提供や各種の行政手続の電子化が図られていることが確認された。

3.5 日本における電子政府政策の発現

日本では、2000年7月4日に行われた当時の森内閣の内閣改造において、新たに中川秀直が官房長官に就任し、彼が新設されたIT担当大臣も兼務することになった³⁰。そして、7月7日に、「世界規模で生じている情報通信技術（IT）による産業・社会構造の変革（いわゆる「IT革命」）に我が国として取り組み、IT革命の恩恵を全ての国民が享受でき、かつ国際的に競争力ある「IT立国」の形成を目指した施策を総合的に推進するため」³¹に、内閣に情報通信技術（IT）戦略本部が設置された。このIT戦略本部は、総理大臣を本部長、官房長官兼IT担当大臣と郵政大臣、通産大臣を副本部長とし、この本部の下に有識者から成るIT戦略会議が設置され、同年11月にIT基本戦略が策定された³²。

IT戦略会議は、ソニーの出井伸之会長が議長を務め、構成員としてソフトバンクの孫正義社長やオリックスの宮内義彦会長などが名を連ねていた。そして、このIT戦略会議とIT戦略本部が合同で会議を進めることで、日本政府におけるIT政策が構想された。

「基本理念」と「重点政策分野」の二部から成るIT基本戦略は、IT戦略会議が立案し、2000年11月のIT戦略会議とIT戦略本部の合同会議において提出された。「基本理念」は、IT革命の歴史的意義・各国のIT革命への取り組みと日本の遅れ・基本戦略の三点から成り、電子政府政策の推進については、「重要政策分野」の三番目として「電子政府の実現」という項目があげられている。この「電子政府の実現」の項目では、「電子政府は、行政内部や行政と国民・事業者との間で書類ベース、対面ベースで行われ

ている業務をオンライン化し、情報ネットワークを通じて省庁横断的、国・地方一体的に情報を瞬時に共有・活用する新たな行政を実現するものである」と謳われている。そして、新たな行政を実現するために、業務改革なども必要であることが確認されている。さらに、「電子政府の実現」のために推進すべき方策としては、「行政（国・地方公共団体）内部の電子化」（背景①）・「官民接点のオンライン化」（背景②）・「行政情報のインターネット公開、利用促進」（背景③）・「地方公共団体の取り組み支援」・「規制・制度の改革」（背景④）・「調達方式の見直し」（背景⑤）の六つが挙げられた。この六つの方策の中に電子政府の背景としてあげられた三点に対する対応が網羅されている。

IT基本戦略の策定の直後、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（略称：IT基本法）が成立した。このIT基本法では、第一条において、「この法律は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする」と謳っており、IT基本法がその後の日本の電子化に関

する取り組みの法的根拠となった。

そして、IT基本法は、高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進（同法16条）、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成（同法17条）、行政の情報化（同法20条）、公共分野における情報通信技術の活用（同法21条）、高度情報通信ネットワークの安全性の確保等（同法22条）などを基本方針としてあげた。

さらに、IT基本法第35条の2で、「(1) 高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針」から七項目をあげ、それらについて重点計画を作成することを定めた。その項目の中に「(5) 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策」があり、これが電子政府政策の推進を規定した。

2001年には、「e-Japan戦略」が策定され、この中でも「重点政策分野」として「電子政府の実現」があげられており、ITを活用した行政の業務改革の実現が目標とされた。続いて、「e-Japan戦略」を具体化した「e-Japan重点計画」がまとめられたが、ここでも、電子政府の実現について、申請などの電子化やITを利

用した業務改革の推進が謳われ、行政手続の電子化が推進されることになった（背景①・背景②）。

2003年には、「e-Japan戦略Ⅱ」が策定された。この段階では、各種申請の電子化は必ずしも進んでいなかったため、行政の電子化に関する項目が主要な取り組みの一つとして提示された。そして、ここで強調されるのが行政ポータルサイト等を介した情報提供やワンストップサービスの実現である（背景②・背景③）。そして、「e-Japan戦略Ⅱ」を受けた「e-Japan重点計画-2003」では、電子政府の総合窓口「e-Gov」や各府省のホームページの整備の必要性が説かれ、以降、サイトの整備や行政手続の電子化へ向けた取り組みがなされた。さらに、2004年からは国税電子申告・納税システム（e-TAX）の運用が開始された。

以上に見てきたように、日本においても電子政府政策の発現時には、電子政府政策の推進を担う組織体制が整えられ、政府としての戦略の中に電子政府政策が規定されている。そして、具体的な取り組みとしてポータルサイトを介した情報提供や行政手続の電子化が目指されていたことが確認された。

4. 電子政府政策の発現の国際比較

前章において、電子政府の発現の背景と電子政府政策の発現期の米英豪加日の五カ国における取り組みを概観してきた。電子政府政策の発現期における五カ国の共通点として、政府内で政策の実現を図るための主導的な組織体制の整

備と政策実現のための戦略等の策定、そして、具体的な取り組みとして行政手続の電子化や情報提供の実現が図られていることがあげられる（表1）。

電子政府政策の発現における五カ国の共通点

として、政府の既存の省庁などに電子政府政策の推進を任せるわけではなく、電子政府政策を主導する組織体制が新たに整備されたことがあげられる。各国で統治制度に相違があり、例えば電子政府政策の推進を担当する部署などの位置付けなどは異なるが、電子政府政策を主導する主体を政府内に改めて置き、電子政府政策に関する戦略の策定や施策の実施に当たっているのである。

また、電子政府政策の推進のために、政府における改革の方向性を示した文書の中に電子政府政策を規定したり、あるいは、戦略を策定し、その中で電子政府政策の推進を謳ったりしている。この点について、各国の統治制度の相違により、電子政府政策の推進が謳われる媒体に白書・報告書・戦略などと相違は存在するものの、政府が推進する改革案の中に電子政府政

策の推進を明確に位置付ける五カ国の姿勢は共通していると考えられる。なかでも、注目されるのはカナダのGOLと日本のIT基本戦略である。これらの戦略には、第二章で示した背景①から背景③までの各点に対応する取り組みが含まれている。

電子政府政策に関する具体的な取り組みに関する共通点として、政府が構築するWebサイトを介した行政手続の電子化や情報提供がなされていたことがあげられる。これは、第二章で示した背景②と背景③に対応している。本研究では、NPMと称される行政改革を進めたとされる国を取り上げて比較を行っており、背景①について五つの国に共通性が見出せることは予見されるが、背景②と背景③についても共通性が見出せるのである。

表 1：電子政府政策の発現時における政府の対応と具体的施策

		アメリカ	イギリス	オーストラリア	カナダ	日本
政府の対応	組織体制	OMBの下に整備	OeE	OGO・NOIE	Treasury Board of Canada Secretariat/ CIO Branch	IT戦略本部
	発端となる戦略等	Re-engineering through Information Technology	Government Direct	Investing for Growth	Connecting Canadians	IT基本戦略
具体的施策	サイト構築	FirstGov	UK Online	australia.gov	canada.gc.ca	e-Gov
	行政手続などの電子化	Access America	ESD	ECIの整備など	GOL	e-TAXなど

(筆者作成 ※表は電子政府発現時の組織体制などを示しており、各国の現状ではない)

5. おわりに

本研究では、米英豪加日の五カ国の国際比較を行うことで、電子政府政策の発現期とされる時期に実際に展開された取り組みの異同を確認した。少なくとも米英豪加日の電子政府政策の発現時には、同様の取り組みがなされていることが確認された。ここで取り上げた五カ国は採用されている統治構造も異なり、中央政府の果たす役割にも相違がありながら、電子政府政策の発現時には同様の取り組みがなされるという共通点が見出されることを確認した点で、本研究には研究上の意義があるものと考えられる。

本研究に残された課題として、本研究で取り上げた以外の国における電子政府政策の発現時における取り組みについて確認することがあげ

られる。この作業によって、電子政府政策の発現時の政府の振る舞いは世界共通なのか否かが確認される。

その他の課題として、本研究は、電子政府政策の発現時に五つの国が行った取組みにのみ着目しており、その結果として生じた成果は分析の対象としていない点があげられる。実際に、本研究が取り上げた五つの国における成果については、国連などが発表する電子政府の成果に関するランキングでも差異がある。この電子政府政策に関する取り組みと成果の関係について明らかにすることが今後の研究課題である。

註

- ¹ 以下の三点については、Homburg (2008:88-90) を参照した。
- ² 電子政府政策の推進とNPMの関係については、Lips (2007:40-41) も参照した。
- ³ NPMに関する研究については邦語文献として大住 (1999・2003) や宮脇 (2003) を参照し、本研究では、主にアグロサクソン諸国から四カ国とNPMの影響が見られるとされる日本を取り上げることとした。電子政府政策については、2010年代に入って、韓国が注目されているが、韓国はNPMの影響を受けているのか否か、上記の先行研究から明らかではないため、本研究では取り上げない。
- ⁴ アメリカの電子政府政策についてHagen (2004) を参照した。HagenはMargetts (1999) を参考にした上で、アメリカの電子政府政策展開の画期点としてクリントン政権の誕生を挙げている。そこで、本論文では、Margetts (1999) も参照している。
- ⁵ JÆger (2005) によれば、政治家は全体構想を示すのをその役割とし、実現のための手段となる技術には深く立ち入らないものである。
- ⁶ NII構想では、インターネットについて直接的言及されていない。この点については、高橋 (2009:196-197) を参照した。なお、アメリカにおける電子政府政策の開始について研究したのもとして、Needham (2004) があり、これも参照した。
- ⁷ NPRの活動については田辺 (2003:30-46) を参照した。
- ⁸ 連邦政府における正式な政府CIOの任命はオバマ政権の成立まで待たなければならなかった。クリントン政権からオバマ政権に至るアメリカ連邦政府での電子政府政策の推進の過程については、本田 (2012) を参照した。2002年の電子政府法ではOMBの中に「Office of Electronic Governmnet」を設置し、連邦政府における電子政府政策の推進の要とされた。
- ⁹ FirstGovについては、Binz-Scharf (2007) を参照した。
- ¹⁰ 「Government Direct」については、Aichholzer and Tang (2004:308-309) 及びMargetts (1999:45-48) を参照にした。また、イギリスにおける電子政府政策の開始については、Needham (2004) と本田 (2011) も参照した。
- ¹¹ 政府内での情報共有の基盤として、中央政府の各機関を結ぶGSI (Government Secure Intranet) が1998年から正式に利用可能とされた。

- ¹² ブレア政権以降のイギリス政府における電子政府政策については、Pleace (2007) およびAichholzer and Tang (2004)、Higgs (2004)、Pratchett (2004) を参照した。
- ¹³ e-Envoy 局に関しては、Aichholzer and Tang (2004:314) を参照した。
- ¹⁴ PIUやSEUの存在によって、e-Envoyが十分に機能し得なかったという点については、Pratchett (2004) で指摘されるところである。
- ¹⁵ この二つの政府文書については、Aichholzer and Tang (2004:313) を参照した。
- ¹⁶ イギリスでの公共サービス提供の電子化について、Pleace (2007:64-65) を参照した。
- ¹⁷ これらのサイトについては、Pratchett (2004:27-28) を参照した。
- ¹⁸ 各政府間の情報共有が円滑に行われるために、UK Onlineに接続することになる組織は、e-GIF (e-Government Interoperability Framework) という枠組みに準拠してWEBサイトの構築などにあたる必要があった。この点について、Pratchett (2004:28) を参照した。
- ¹⁹ Money Claim Onlineの開設の経緯や概要については、Kallinikos (2009) が詳しい。
- ²⁰ E-Government Unit主導のKMSの構築については、6 (2007:343-344) を参照した。
- ²¹ Roehrich and Armstrong (2004) では、実際にオーストラリアの各州で展開された電子化の取り組みについて、特徴的なものが紹介されている。
- ²² 本節で論じるオーストラリアでの電子政府政策の推進については、Roehrich and Armstrong (2004) を参照した。
- ²³ ABNsは、ATOが発行する電子署名証明書 (DSC:Digital Signature Certificate) と関連付けられて、ABN-DSCとして使用されることになったのであるが、Roehrich and Armstrong (2004:199-200) によれば、税務分野以外でのABN-DSCの利用は進んでいない。
- ²⁴ このWebサイトのURLは、<<http://australia.gov.au/>>である (最終アクセス2012年10月12日)。
- ²⁵ GOLに至るまでのカナダ政府による電子政府政策の来歴に関しては、Brown (2007:38-42) を参照した。また、カナダの電子政府政策に関しては、Dunleavy et al. (2006:47-48) も参照した。
- ²⁶ 三つのプログラム及びGOLの概要については、Brown (2007:42-45) を参照した。
- ²⁷ カナダにおける政府による情報の公開と政府の電子化の関係については、Mitchinson and Ratner (2004) が詳しい。ポータルサイトとしては、<<http://www.canada.gc.ca/>>がある。
- ²⁸ 2003年以降のカナダ政府の取り組みについては、Brown (2007:43-47) が詳しい。
- ²⁹ Senior InfoとBizPalについては、Kernaghan (2007:132-136) を参照した。それぞれ、各URLでアクセス可能である。Senior Info <<http://www.seniorsinfo.ca/>>、BizPal <<http://www.bizpal.ca/>> (最終アクセス2012年10月12日)
- ³⁰ 日本の電子政府政策の発現期における取り組みについて、Yonemaru (2004) を参照した。
- ³¹ 2000年7月7日閣議決定「情報通信技術 (IT) 戦略本部の設置について」より引用。
- ³² 森政権におけるIT政策の展開については、高橋 (2009:242-255) を参照した。

参考文献

- 大住荘四郎 (1999) 『ニュー・パブリック・マネージメント』、日本評論社
- (2003) 『NPMによる行政革命』、日本評論社
- 高橋洋 (2009) 『イノベーションと政治学』、勁草書房
- 田辺智子 (2003) 「米国90年代の行政改革」『レファレンス』635号、国立国会図書館、pp.17-46
- 本田正美 (2011) 「イギリスの情報公開法と電子政府政策」『日本社会情報学会 (JSIS&JASI) 合同研究大会研究発表論文集』、pp.461-466
- (2012) 「アメリカ連邦政府における電子政府政策 -クリントン政権からオバマ政権へ-」『2012年社会情報学会 (SSI) 全国大会研究発表論文集』、pp.267-270
- 宮脇淳 (2003) 『公共経営論』、PHP研究所
- 6 Perri (2007) “Don't Try This at Home: Lessons from England”, in Borins Sandford, Kernaghan Kenneth, Brown David, Bontis Nick, 6 Perri, *Digital State at the Leading Edge*, University of Toronto Press, pp.325-354

- Aichholzer Georg and Tang Puay (2004) "Harnessing Public Sector Information for Greater Accessibility: Austria and the UK" in Aichholzer George and Burkert Herbert (eds.), *Public Sector Information in the Digital Age*, Edward Elgar Publishing, pp.287-326
- Binz-Scharf, Maria Christina (2007) "FirstGov: The Road to Success of the U.S. Government's Web Portal" in Mayer-Schonberger, Viktor and Lazer, David (eds.), *Governance and Information Technology: From Electronic Government to Information Government*, MIT Press, pp.33-37
- Brown David (2007) "The Government of Canada: Government On-Line and Citizen-Centred Service", in Borins Sandford, Kernaghan Kenneth, Brown David, Bontis Nick, 6 Perri, *Digital State at the Leading Edge*, University of Toronto Press, pp.37-68
- Dunleavy, P., Margetts, H., Bestow, S. and Tinkler, J. (2006) *Digital Era Governance: IT Corporations, the State and E-government*, Oxford University Press
- Hagen Martin (2004) "Electronic government in the United States" in Eifert Martin and Puschel Jan Ole (eds.), *National Electronic Government: Comparing governance structures in multi-layer administrations*, Routledge, pp.211-242
- Higgs Edward (2004) *The Information State in England*, Palgrave Macmillan
- Homburg Vincent (2008) *Understanding E-Government*, Routledge
- Jäger Birgit (2005) "Digital Visions? The Role of Politicians in Transition", in Bekkers Victor and Homburg Vincent (eds.), *The Information Ecology of E-Government: E-government As Institutional And Technological Innovation in Public Administration*, IOS Press, pp.107-125
- Kallinikos, Jannis (2009) "Institutional complexity and functional simplification: the case of money claim online service in England and Wales", in Contini Francesco and Lanzara Giovan Francesco (eds.), *ICT and Innovation in the Public Sector: European Studies in the Making of E-Government*, Palgrave Macmillan, pp.174-216
- Kernaghan, Kenneth (2007) "Beyond Bubble Gum and Goodwill: Integrating Service Delivery", in Borins Sandford, Kernaghan Kenneth, Brown David, Bontis Nick, 6 Perri, *Digital State at the Leading Edge*, University of Toronto Press, pp.102-136
- Lips Miriam (2007) "E-government under construction: challenging traditional conceptions of citizenship" in Nixon Paul G. and Koutrakou Vassiliki N. (eds.), *E-government in Europe*, Routledge, pp.33-47
- Margetts Helen (1999) *Information Technology in Government: Britain and America*, Routledge
- Mitchinson Tom and Ratner Mark (2004) "Promoting Transparency Through the Electronic Dissemination of Information" in Oliver E. Lynn and Sanders Larry (eds.), *E-government Reconsidered: renewal of governance for the knowledge age*, Canadian Plains Research Center, pp.89-105
- Needham Catherine (2004) "The citizen as consumer: E-government in the United Kingdom and the United State" in Gibson Rachel K., Roemmele Andrea and Ward Steven, J. (eds.), *Electronic Democracy: Mobilisation, Organisation and Participation via new ICTs*, pp.43-69
- Pleace Nicholas (2007) "E-government and the United Kingdom" in Nixon Paul G. and Koutrakou Vassiliki N. (eds.), *E-government in Europe*, Routledge, pp.61-74
- Pratchett Lawrence (2004) "Electronic government in Britain" in Eifert Martin and Puschel Jan Ole (eds.), *National Electronic Government: Comparing governance structures in multi-layer administrations*, Routledge, pp.13-45
- Roehrich Nico and Armstrong Mark (2004) "Electronic government in Australia" in Eifert Martin and Puschel Jan Ole (eds.), *National Electronic Government: Comparing governance structures in multi-layer administrations*, Routledge, pp.182-210
- Schnoll Hans J. (2010) "Electronic Government: A Study Domain Past Its Infancy", in Schnoll Hans J. (ed.) *E-government: Information, Technology, and Transformation*, M.E. Sharp, pp.11-30
- Yildiz, M. (2007) "E-Government Research: Reviewing the Literature, Limitations, and Ways Forward", *Government Information Quarterly* 24, pp.646-665
- Yonemaru Tsuneharu (2004) "Electronic government in Japan" in Eifert Martin and Puschel Jan Ole (eds.), *National Electronic Government: Comparing governance structures in multi-layer administrations*, Routledge, pp.136-181

※本稿の一部は、第58回情報処理学会電子化知的財産・社会基盤研究会において「電子政府政策の発現と成熟度に関する国際比較」と題する研究発表で公表している。発表の際に頂いたコメントが本稿を書き上げるにあたって大変役に立った。ここに、コメントを下された各位に感謝の意を記しておきたい。

本田 正美 (ほんだ まさみ)

1978年生まれ

【出身大学又は最終学歴】東京大学大学院学際情報学府修士課程修了

【専攻領域】行政学、社会情報学

【主たる著書・論文】『市民が主役の自治リノベーション』（共著）ぎょうせい、2007年

『地方議会の広報活動に関する事例研究』『東京大学大学院情報学環紀要』80号、2011年

『衆議院議員総選挙における立候補手続の電子化』『東京大学大学院情報学環紀要』83号、2012年

【所属】東京大学大学院学際情報学府博士課程（投稿時）

【所属学会】社会情報学会、情報システム学会、国際CIO学会、経営情報学会、日本広報学会、社会・経済システム学会、情報文化学会、日本評価学会、情報通信学会、情報コミュニケーション学会、日本計画行政学会、地域活性化学会、情報知識学会、自治体学会、記録管理学会、日本地方自治研究学会、情報処理学会、サービス学会

International Comparison about the Emergence of the E-government Policy: Comparing the United States, the U.K., Australia, Canada and Japan

Honda Masami*

Abstract

The aim of this article is to analyze the emergence of the e-government policy.

This article is organized into five sections including the introductions. The second section discusses the background of emergence of the e-government policy. The third section analyzes emergence of the e-government policy. This article pays attention to the United States, the U.K., Australia, Canada and Japan, and it clarifies actions of those five countries at the time of the emergence of the e-government policy. Based on analysis, the fourth section compares those five countries. Finally, the fifth section provides some concluding remarks and suggests future areas for research.

Doctoral Course, Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, The University of Tokyo

Key Words : E-government, Policy Emergence, International Comparison, Information Society, Digitization